

革製品の対日輸出にかかる原産地規則

特惠関税制度を受けるための原産地規則

バングラデシュに対して特惠関税等の優遇措置を付与しているのは日本政府側であることから、日本の税関に確認をしたところ下記のとおりのとおり。

<確認内容>

- ① 日本へHS42類のハンドバッグや小物などの革製品（HS42.05項またはHS42.06項に該当する物品を除く）を輸出する場合の原産地規則は、**関税分類変更基準のみ**で、加工工程基準・付加価値基準はない。**製造しようとする物品と異なる関税定率法別表の項（HS42.05項を除く）に属する物品からの製造**をバングラデシュで行うことが求められる。
- ② 日本へHS64類の革靴やこれらの部分品を輸出する場合の原産地規則は、**関税分類変更基準のみ**で、加工工程基準・付加価値基準はない。**製造しようとする物品と異なる関税定率法別表の項（HS64.06項を除く）に属する物品からの製造**をバングラデシュで行うことが求められる。

<確認先>

- 1 東京税関（原産地調査官）
 - 2 横浜税関（税関相談官）
 - 3 名古屋税関（原産地調査官）
 - 4 大阪税関（原産地調査官）
 - 5 神戸税関（税関相談官）
- ※いずれも電話によるヒアリング。

その他、バングラデシュ国内では、不可価値基準を明示する業界団体等があることから、日本の名古屋税関に対してメールによる事実確認を行ったところ、HS42、64類とも加工工程基準、付加価値基準はないとの回答を取得済み。

[補 足]

1. 原産地規則適用のための諸条件(皮革製品)

自国関与例外品目

HS42類のバッグや小物などの革製品およびHS64類の革靴・履物は関税暫定措置法施行令「別表第2(第26条関係)」に定める**自国関与例外品目に値するため、自国関与基準は適用されない。**

<p>別表第二 (第二十六条関係) ※皮革製品該当部分のみ抜粋</p> <p>二 関税率表第四二〇二・一一号、第四二〇二・一二号、第四二〇二・二一号、第四二〇二・二二号、第四二〇二・二九号、第四二〇二・三一号、第四二〇二・三二号、第四二〇二・九一号、第四二〇二・九二号または第九六〇五・〇〇号に掲げる物品</p> <p>五 関税率表第六四・〇三項、第六四・〇四項または第六四〇五・一〇号の一もしくは二もしくは第六四〇五・九〇号の一に掲げる物品</p>
--

参考: 事前教示回答事例(原産地関係)

登録番号	1120389	税関	大阪	処理年月日	2012/10/10
一般的品名	革靴	税番	64.03	特惠種別	一般特惠
(回答)	一般特惠税率適用上の原産地はバングラデシュと認められる。				
(貨物の概要) 貨物	<p>原材料: ①バングラデシュ原産材料: 牛革(第41.07項)</p> <p>②バングラデシュ非原産材料: ラバーシート(第40.08項)、プラスチック製シート(第39.20項)、クッション材(第39.21項)その他の材料(第64.03項または第64.06項に該当しないもの)。</p> <p>製造工程: バングラデシュ国内において、上記材料の裁断・縫製作業により革靴を製造する。</p>				
(認定理由)	<p>本品が一般特惠税率適用上バングラデシュを原産地とする物品と認められるためには、関税暫定措置法施行規則別表(第9条関係)に規定する「製造しようとする物品と異なる関税定率法別表の項(第64.06項を除く)に属する物品からの製造」を満たさなければならない。</p> <p>本品は当該規定に定める要件を満たすことから、本品の一般特惠税率適用上の原産地はバングラデシュと認められる。</p> <p>ただし、一般特惠税率の適用にあたっては、原産地証明書の提出(関税暫定措置法施行令第27条、第28条)、特惠対象物品の本邦への運送(同令第31条)等、法令に規定されるその他全ての要件を満たすことを条件とする。</p>				
(法令)	<p>関税暫定措置法第8条の2</p> <p>関税暫定措置法施行規則第9条および同別表(第9条関係)</p>				

※原産地の事前教示制度について(カスタムスアンサー)

輸入を予定している貨物の原産地について税関に照会を行い、その回答を受けることができる制度。

→http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1522_jr.htm

[補 足]

2. 原産地証明書等取得の流れ（皮革製品）

原産地証明書は、商業省傘下の輸出振興庁(Export Promotion Bureau / EPB)もしくは下記の商工会議所が発行している。発行機関によって、発行手数料や必要書類が異なるが、主に①のとおり。また、特惠関税適用のための証明書はEPBのみが発行しており、そのための発行手数料や必要書類は②のとおり。ただし、特惠関税を申請する製造業は、事前にEPBに企業情報を登録する必要がある。

① 原産地証明書 (Certificate of Origin:CO)

手数料:100タカ(非会員企業の場合150タカ)

- Commercial Invoice
- Packing List
- EXP Form (form Bank)
- L/C Copy
- Trade License
- TIN (納税者識別登録番号)。
- Bill of Leading (B/L)
- Shipping Bill.

手数料:90タカ

- Bill of Leading (BL)
- Commercial Invoice

手数料:50タカ

- Commercial Invoice

② 特恵関税のための証明書 (GSP Certificate)

事前登録のための必要書類

輸出振興庁 手数料: 2,000タカ

- Two copies passport size photographs of MD or Proprietor
- Trade license (Renewed)
- Export Registration Certificate (ERC) (renewed)
- Membership of LFMEAB / Concern Association (renewed)
- Bonded Warehouse license (renewed / if necessary)
- Fire Service License (renewed)
- Fire Policy (Renewed)
- Tax Identification (TIN) Certificate
- Value Addition Tax (VAT) Certificate
- Memorandum of Article (It necessary).
- Approval of Board of Investment (投資庁)
- Approved Building layout plan and structural design from concern govt. authority
- Group Insurance for the workers employed in the factory

輸出振興庁 手数料: 2,000タカ

- Filled GSP certificate Form A.
※LFMEAB などの業界団体、銀行から 100 タカで入手可能
- Declaration in official letter pad
- Commercial invoice from custom (attested by applicant).
- Packing list from custom (attested by applicant)
- BL/Airway Bill/Truck Challan* (attested by applicant)
*伝票に相当する書類
- Back to Back L/C, connecting Back to Back L / C
- Import Permit (IP) for EPZ firm and concern documents
- Copy of EPB Registration certificate
- Bill of Export/Shipping Bill (attested by applicant)
- EXP form (attested by applicant)
- Photocopy of L / C / Contract (attested by applicant)
- Member Certificate from LFMEAB / Concern Association
- Export Registration Certificate (attested by applicant)
- I.D Card, Signature card to M.D or Proprietor
- Trade License (attested by applicant)
- Cost Sheet (for applicable case)
- Bank Certificate

<確認先>

1. Mr. Anup K. Saha
Deputy Director, EPB
In Charge of issuance of GSP to Japan
2. Export Promotion Bureau ウェブサイト (www.epb.gov.bd)
3. Leather goods & Footwear Manufacturers & Exporters Association of Bangladesh (LFMEAB)

【ジェトロが提供する情報のご利用について】ジェトロはご相談に関して提供する取引候補企業・商品、法規制、税率、その他の資料・データ等の情報および助言をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報および助言の正確性の確認・採否はお客様の責任と判断で行なっていただきます。貿易投資相談、ビジネスライブラリー、ウェブサイト、Eメール・FAX・電話等によってお客様に提供した情報および助言の利用に関連して、万一お客様が不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロは責任を負いません。